

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、21年5月3日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年4月1日、資格喪失日に係る記録を21年5月3日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までは80円、同年4月は480円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年5月3日まで
申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳には、資格取得日が昭和20年4月1日、標準報酬月額の随時改定日が21年4月1日と記載されているものの、被保険者資格喪失日は記載されていない。

一方、A社が保管する申立人に係る社会保険台帳には、昭和20年4月1日に船員保険被保険者資格を取得し、21年4月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたことのほか、同年5月3日に被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の船員手帳には、A社所有のB丸における雇い止め日が昭和21年5月3日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び21年5月3日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者名簿及びA社が保管する社会保険台帳から、昭和20年4月から21年3月までは80円、同年4月は480円とすることが妥当である。

新潟国民年金 事案 1409

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年4月まで

私は、昭和58年3月末で小学校を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月末で小学校を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿から、60年5月頃に払い出されたものと推認できる。

また、上記被保険者名簿には資格取得日が昭和60年4月1日と記載されていること、手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。